

「 憲 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

Xは、20**年6月16日施行のA県議会議員選挙に立候補しようとすることを決意した。そして、Xは、その立候補の届出をした日から、同選挙の有権者の自宅等を訪問し、投票の際にXの氏名を記載すること等を依頼して回った。

そのため、Xは、公職選挙法138条1項に違反し、239条1項3号に該当するとして逮捕起訴された。

〔設問〕 本件には、どのような憲法上の論点があるのか、論じなさい。

以上

「 刑 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

甲(満40歳, 男性)は自分の小学校1年生の子供A(満6歳, 男性)が顔を腫らしながら帰宅するなり、「何も悪いことをしていないのに、担任の先生に殴られた」と言ったため、即座にその言葉を信じ、Aの通う小学校の職員室まで行き、Aのクラスの担任B教諭(満25歳, 男性)との面会を求めたが、あいにくBは出張中だったため、そのまま自宅に引き返した。

しかし、甲は怒りが収まらず、このような教育現場での暴力を放置しては、同じクラスをはじめとする小学校の他の児童にも害が及びかねないと危惧したため、インターネット上の“Facebook”というSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に、「うちの息子は**小学校の1年生ですが、先日担任のBという若造に理由もなく殴られてしまいました。糾弾します!」との書き込みをし、そのメッセージはFacebook上の「友人」をはじめ、多数の利用者が閲覧するところとなった。

数日たって、このメッセージの存在を知り合いから知らされたBが警察に告訴状を提出したため、その後甲は上記の事実により起訴された。その刑事裁判において、Aの上記発言は虚偽であって、Aは同級生とのけんかにより負傷したこと、そして甲はその発言の真偽を確かめもせず、軽率に内容を信用したことが確認された。

甲の罪責を論じなさい。

以上

2019(平成31)年度
法務研究科 法務専攻(法科大学院) B日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

Aは、自動車を運転中、携帯電話呼び出し音に気をとられて前方注視を怠ったため、ボールを追って道路に飛び出してきたB女(当時3歳)を跳ね、その顔に瘀痕を遺す大きな傷を負わせてしまった。C女は、B女の実の母親であり、B女をとってもかわいがって育ててきた。

- (1) B女ならびにC女はそれぞれAに対して損害賠償を請求できるか。
- (2) B女はC女が近所の主婦との立ち話に夢中になっていた際に飛び出したものであったとすると、B女からの損害賠償請求に対して、Aからの過失相殺の主張は認められるか。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

XはYに対し500万円を貸し付けたが、弁済期が過ぎてもYは弁済しない。Yは、Zに対し500万円の売買代金債権を有しているのみで、他にみるべき財産を有していない。そこで、XはYに代位し、Zを被告として、YのZに対する売買代金債権の支払を求める訴訟を提起した。

(1) 裁判所の審理の結果、XのYに対する上記貸金債権はすでに弁済済みであることが判明した。裁判所はどのような判決をすべきか。

(2) 裁判所の審理の結果、XのYに対する貸金債権は存在するが、YのZに対する売買代金債権は不存在であることが判明した。裁判所はどのような判決をすべきか。右判決が確定した場合、だれに判決効は及ぶか。

【設問2】

後日、Bの取締役就任登記が勝手にされている事実を知ったCは、平成30年6月28日にされたとするBの取締役選任決議について不存在確認の訴えを提起した。Cの訴えは認められると考えられるか（60点）。

2019(平成31)年度

法務研究科 法務専攻(法科大学院) B日程 入学試験問題

「 商 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

次の設例を読み、後記【設問1】(1)および(2)、ならびに【設問2】に答えなさい。【設問1】(1)、(2)、および【設問2】はそれぞれ独立の問いとする。

1. 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けており、かつ取締役会を設置していない株式会社である。唯一の取締役には創業者であるAが就任している。定款上、取締役の員数に関する定めはないものの、取締役の任期は、選任後10年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとされている。種類株式を発行する旨の定めはない。
2. 甲社の株式は、創業者であるAが全て保有していたが、平成30年6月、Aは交通事故により急死し、Aが保有していた甲社の株式については、配偶者B、子CおよびDが法定相続分に従い2:1:1の割合で共同相続した。B、C、およびDの間で遺産分割協議は難航しており、未だ成立の見込みがない。

【設問1】

- (1) 唯一の取締役Aが死亡した甲社においては、後任の取締役の選任を行う株主総会の招集権者が不在となる。この場合、後任の取締役を選任する方途はあるか(20点)。
 - (2) 後任の取締役の選任が難航する場合、取締役の欠員状態を一時的に解消することはできるか(20点)。
3. Bは、CおよびDに知らせると紛糾することが予想されたため、設問1のような他の選択肢を検討することなく、Aが死亡した日である平成30年6月28日に甲社の臨時株主総会が開催され、Aが死亡により退任し、自己が取締役に就任したとする株主総会議事録を作成するとともに、その旨の変更登記を自己の一存で了した。